

厚 町 生 号
令和7年 1月20日

北海道知事 鈴木 直道 様

厚真町長 宮坂 尚市朗

環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

令和6年（2024年）12月10日付環境第893号「環境評価準備書に係る意見について（照会）」で照会のありましたDaigasガスアンドパワーソリューション株式会社から送付のあった（仮称）苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書への意見について、下記のとおり回答いたします。

記

本町は、令和4年に「ゼロカーボンシティあつま」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け取り組んでいるところである。

地球が温暖化により危機的状況に置かれているなか、地球環境を保全していくことは人類共通の課題であり、住民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要である。

地球環境を保全するため、地域の自然環境や生活環境が破壊されることなく、また憲法で保障されている生存権が脅かされないかぎりにおいて、本町が持つ自然資源のポテンシャルを最大限活用し再生可能エネルギーを導入する必要性は理解している。

いわゆる再生可能エネルギーは、地域の財産として次世代に引き継ぐべき自然環境や、安全で心身ともに健康的に暮らすことができる生活環境と調和がとれていることが前提であり、地域との共生が図られるものでなくてはならない。

以上の観点から、特に次の項目について懸念されており、現行事業計画の内容では住民の理解が得られるとは考えにくく、予防原則の観点でそれが改善されないかぎりは、現行事業計画については容認できるものではない。

1 騒音（低周波音含む）、超低周波音による健康被害について

対象事業実施区域の周辺には住宅が存在しており、風力発電設備の騒音や超低周波音による健康被害の発生が懸念される。

騒音及び超低周波音の感じ方や心身への影響については、先進地の事例や専門家等から個人差が大きいと指摘されており、予防原則の観点で風車の配置については最寄りの住宅から2 km程度の距離を確保すること。

2 生態系、産業への影響について

対象事業実施区域のうち、厚真川左岸にある東側エリアについては、生物多様性保全への影響が懸念され、また畜産業や漁業への影響も払拭できないため、当該エリアへの風車の配置は撤回すること。

(担当 厚真町住民課町民生活グループ)